

みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム 『みやぎキラリ☆NEXT』

説 明 会

令和5年12月25日（月）
13：30～15：00

宮城県企画部スポーツ振興課
宮城県教育庁生涯学習課

開会挨拶

宮城県企画部スポーツ振興課
課長 岩渕 健一

学校部活動の地域移行に関する国の方針について

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域移行に関する県の方針について

学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第1版

令和5年3月
宮城県・宮城県教育委員会

(抜粋)

II 新たな地域クラブ活動の方針

- 1 新たな地域クラブ活動の在り方
- 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 参加者
 - (2) 運営団体・実施主体
 - (3) 指導者
 - (4) 活動内容
 - (5) 適切な休養日の設定
 - (6) 活動場所
 - (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (8) 保険の加入
- 3 学校との連携等
 - ①指導者の質の保障
 - ②適切な指導の実施
 - ③指導者の量の確保
 - ④教師等の兼職兼業

県内市町村が抱える地域移行に伴う課題

- 1 指導者の確保が難しい
- 2 体制整備が十分にできない
- 3 財政的支援が必要（受益者負担の整理）

「学校部活動」及び「新たな地域クラブ活動」の
指導者確保に向けた広域的な支援
「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム」

競技団体等の既存制度について

公認スポーツ指導者 **マッチング** ログイン



そのスポーツ指導、 専門家に任せて みませんか？

新規登録

あなたの学校やクラブが求める
スポーツ指導の専門家（公認スポーツ指導者）を募集・検索できるサイトです。

利用料無料



●●部の指導者を募集
学校・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブなど

公認
**スポーツ指導者
マッチング**

SPORT
JFA OFFICIAL LICENSE
公認スポーツ指導者

[利用マニュアルをダウンロード \(PDF\)](#)

指導場所を探している公認スポーツ指導者の方は、指導者マイページにログインの上、「マッチング」メニューからご利用ください。
[指導者マイページ](#)

[公益財団法人日本スポーツ協会トップページ](#)

copyright 公益財団法人日本スポーツ協会

(公財) 日本スポーツ協会

JFA SQUARE
ONLINE MATCHING SYSTEM

お知らせ

【復旧済み】PDFデータがダウンロードできない事象が発生していました (2021/03/16)

-  **チーム検索**
選手がチームを探す
-  **チーム・指導者マッチング**
チームが指導者を探す
指導者がチームを探す
-  **登録指導者向け情報**
JFA発債のコンテンツを見る
-  **登録審判員向け情報・インストラクター向け情報**
JFA発債のコンテンツを見る
-  **登録チーム管理**
各種サービスの公開情報を管理

 公益財団法人 日本サッカー協会

[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [個人情報保護方針](#) | [サッカー協会グループ一覧](#) | [ヘルプ](#)

Copyright © JFA All rights reserved.

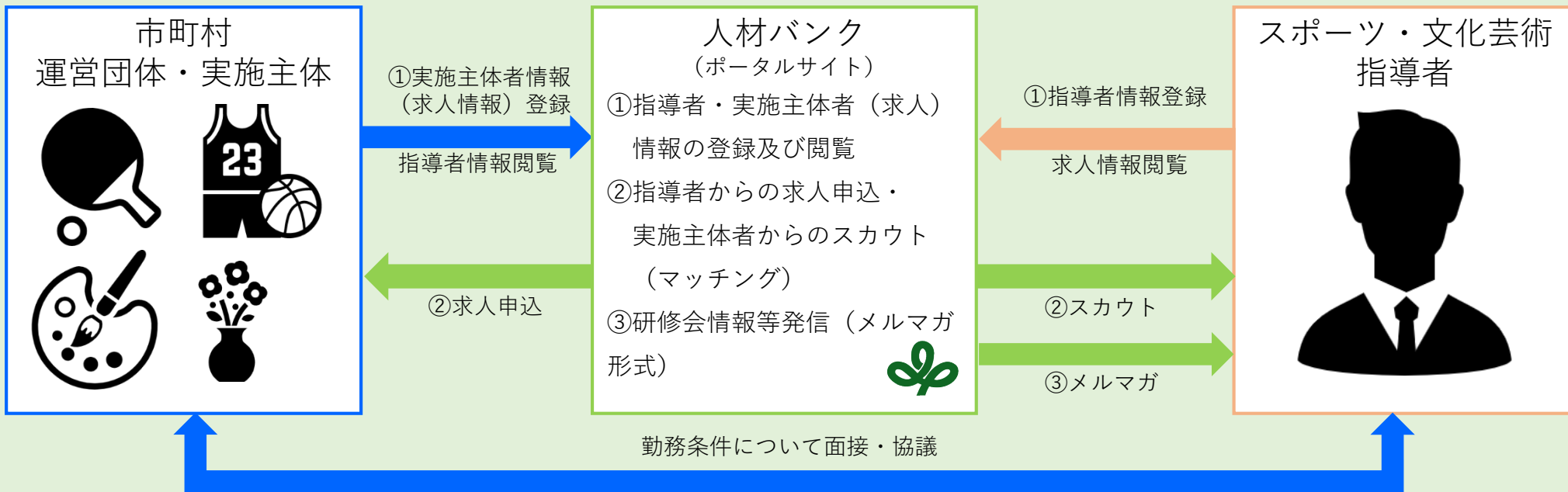
(公財) 日本サッカー協会

みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム（スキーム）

目的：休日における「学校部活動」及び「新たな地域クラブ活動」の指導者確保

役割：「新たなクラブ活動」運営団体・実施主体と指導者の**マッチング**支援システム

「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンク」の新設



- ・人材バンクシステムの機能は、スポーツ分野（スポーツ振興課所管）と文化芸術分野（生涯学習課所管）で構築する。
- ・個人情報（住所、連絡先等）は非公開とする。
- ・実施主体者と指導者は、システム内のダイレクトメッセージ機能等により、求人申込・スカウト等のやり取りを行う。
- ・採用活動（勤務条件についての面接・協議、個人情報資料の提出等）は、実施主体者の責任により本サイト外で行う。
- ・県は、登録指導者に対して研修会等の情報発信をメルマガ形式で行う。
- ・指導者の登録時における資格要件は設定しないが、①JSPO公認スポーツ指導者資格・JSPO加盟団体認定スポーツ指導者資格の有無、②教員免許状所持者で部活動指導経験の有無、③宮城県主催指導者講習会受講の有無、④その他のスポーツ指導者資格・講習会受講有無を登録必須項目とする。
- ・実施主体者の求人登録時において、上記①～④のいずれかに「有」がなければ求人登録不可とする。

利用規約（抜粋）

（登録の要件）

第4条 本システムに登録する指導者及び団体の要件は以下のとおりとする。

- （1）登録する年の4月1日現在で18歳以上であること。
- （2）「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版（令和5年3月 宮城県・宮城県教育委員会）」を遵守すること。
- （3）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （4）前号の関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（求人要件）

第6条 本システムで求人することができる指導者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- （1）JSP O公認スポーツ指導者資格・JSP O加盟団体認定スポーツ指導者資格保有者
- （2）教員免許状保有者でかつ部活動指導経験者
- （3）宮城県主催指導者研修受講者
- （4）その他のスポーツ・文化芸術指導者資格保有者又は研修会受講者

（採用・応募）

第7条 本システムに登録した団体は、自己の責任において指導者の資質や人柄を審査し、指導者を採用するものとする。

- 2 本システムに登録した指導者は、自己の責任において求人に応募するものとする。
- 3 県は、本システムにおける求人、応募及び採用により、利用者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、一切の責任を負わないものとする。

（利用制限および登録抹消）

第8条 県は、登録者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、登録者に対して、本システムの全部若しくは一部の利用を制限し、又は登録を抹消することができるものとする。

- （1）本規約のいずれかの条項に違反した場合
- （2）登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- （3）県からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- （4）その他、県が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2 県は、本条に基づき県が行った行為により登録者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

Q & A

Q 1 登録・利用に費用はかかりますか？

A 1 登録料・利用料は全て無料でご利用いただけます。利用時のインターネット通信料は自己負担となります。

Q 2 スマートフォンからでも利用できますか？

A 2 パソコン、スマートフォンどちらも利用可能です。

Q 3 現役の教職員でも登録できますか？

A 3 現役の教職員でも御利用いただけます。報酬を得て地域クラブ活動での指導を希望する場合は、**サービス監督教育委員会による兼職兼業の許可を得ることにより、指導に携わることが可能です。**

Q 4 指導者として「チーム・団体・法人等」の登録は可能ですか？

A 4 1月中旬の一般利用開始時には“個人”での登録を想定しておりますが、今後、「チーム・団体・法人等」の登録も可能とする予定です。

Q 5 宮城県外に住んでいますが利用できますか？

A 5 宮城県外にお住まいでも本システムを御利用いただけます。実際の指導・活動については、求人団体と協議をお願いします。

Q 6 マッチングの対象となる競技・種目は何ですか？

A 6 現時点では競技・種目の制限はございません。登録時に選択項目にない競技・種目も、「その他」欄で記載いただけましたら随時追加する予定です。

指導者の事前登録について

みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム

みやぎ キラリ☆NEXT

あなたの技術・経験を
地域の子どもたちのために



指導者
事前登録
募集中!

中学生の部活動は“地域連携・地域クラブ活動”へ

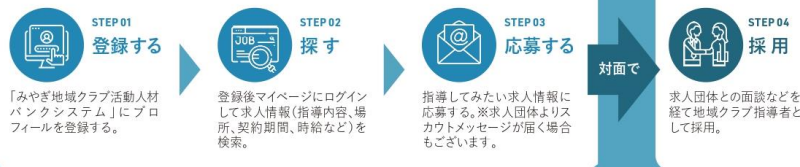
全国的に少子化が進むなか、部活動数・加入者は減少傾向にあり、学校単位で活動を維持することが難しくなっています。子どもたちがこれからもスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けて、中学生の部活動は“地域連携・地域クラブ活動”へ移行されます。宮城県では、令和5年度からまず休日の部活動の地域連携・地域移行を進めます。

あなたの技術・経験を地域の子どもたちのために活かしてみませんか？

地域が主体となって行われる地域クラブ活動では“地域の指導者”が求められています。みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム「みやぎキラリ☆NEXT」では、スポーツ・文化芸術活動の指導者と地域連携部活動・地域クラブ活動のマッチングをサポートします！

人材バンク登録から採用までの流れ

人材バンクサイト（※2024年1月中旬 利用開始予定）



指導者事前登録は
こちら



学校部活動の
地域移行関連サイト

スポーツ庁
文部科学省
部活動改革
ポータルサイト



宮城県
学校部活動と
地域のクラブ活動等の
ガイドライン



※本システムの利用開始は2024年1月中旬を予定しております。※システム利用開始となりましたら、登録いただいたメールアドレスへ本登録完了の御案内を差し上げます。

スポーツ分野
宮城県企画部スポーツ振興課
スポーツ振興班

〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県庁舎6階)
TEL:022-211-3178
FAX: 022-211-3540

文化芸術分野
宮城県教育庁生涯学習課
協働教育班

〒980-8423
仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県庁舎15階)
TEL:022-211-3690
FAX:022-211-3697

